

## 志木市地区まちづくり推進本部設置規程

### (設置)

第1条 社会経済情勢の変化に伴い多様化する市民の需要に的確に対応する仕組みを実現するとともに、市民協働によるまちづくりを推進するため、志木市地区まちづくり推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地区担当職員（志木市地区担当職員設置規程（平成26年志木市訓令第4号。以下「職員規程」という。）第1条に規定する地区担当職員をいう。）に関する事。
- (2) 地区まちづくり会議（志木市地区まちづくり会議設置要綱（平成26年志木市告示第27号）第1条に規定する地区まちづくり会議をいう。）に関する事。
- (3) 市民協働による地区（職員規程第1条に規定する地区をいう。）におけるまちづくりの推進に関する事。

### (構成)

第3条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、部長、会計管理者及び議会事務局長をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名した副本部長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集する。

- 2 会議の議事進行は、市民生活部長が行う。

3 本部長は、必要があると認めるときは、会議に、当該会議の議題に関係する職員を出席させることができる。

(会議の記録等)

第6条 地域推進室長は、会議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。

2 地域推進室長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表するものとする。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、市民生活部地域推進室において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

この訓令は、平成26年10月10日から施行する。